

愛媛県立図書館デジタルアーカイブ構築等業務委託仕様書

1 件名

愛媛県立図書館デジタルアーカイブ構築等業務委託

2 業務概要

愛媛県立図書館が所蔵する「愛媛県行政資料（藩政期・明治期）」及びその他地域資料等の目録データ、画像データについて、デジタルアーカイブシステムで一般に提供する環境を構築すること。

3 契約期間及びサービス利用期間

本業務に係る契約期間は、契約締結日から令和9年11月30日までとする。

なお、本業務に係るサービス利用期間は令和4年12月1日から令和9年11月30日とする。

4 対象資料

愛媛県立図書館所蔵「愛媛県行政資料（藩政期・明治期）」ほか約3000点。

内容：1辺約2.5mの大きさを含む行政資料絵図約100点、行政資料冊子約2300点（1冊あたり300～400コマ）、地域資料（1冊あたり約50～100コマ）約600冊等

5 デジタルアーカイブシステムの構築

(1) システム全般

ア クラウド型プラットフォームシステムで公開すること。ただしプラットフォームは、20機関以上の参加をもって運用されており、対象資料は、古文書、地図、冊子等、多岐に及ぶこと。

イ 一般的なパソコン、タブレット、スマートフォンで閲覧できること。また、一般的に使用されるどのブラウザでも閲覧でき、その際プラグイン等のインストールは不要であること。

ウ 利用者がストレスを感じることなく十分な速度でスムーズに稼働すること。

エ ジャパンサーチとの連携機能をシステムとして有すること。

オ 一般的な最新のOSやブラウザ、アップデート等に対応すること。

カ データのバックアップ対策を講じていること。

キ 利用時間の制約なく24時間稼働すること。ただし、あらかじめ定められたメンテナンス期間を除く。

ク システムが常に機能を保つよう保守運営を行い、システムの運用管理は委託者の負担とならないこと。

ケ アクセス数がわかること。

(2) 解説、翻刻、目次、索引、キーワード等

各資料の解説、翻刻、目次、索引、キーワード等をユーザーが活用しやすい場所に表示できること。また、委託者が追加・編集できること。

(3) 公開データ

ア 公開中のデータを委託者が差し替えたり、非公開にできること。

イ 公開前に委託者が閲覧できる環境を用意し、資料ごとに公開可否ができること。

6 利用

(1) Web ページ

ア 「愛媛県立図書館デジタルアーカイブ」のトップ画面を作成すること。また、「愛媛県立図書館デジタルアーカイブ」全体のデザイン等については、受託者が最適と考える提案をし、委託者と十分に協議して決定すること。

イ 委託者が編集できる操作説明、利用規定、おすすめ資料等を案内するページを追加・作成できること。

(2) 検索

ア 直感的にわかりやすい検索画面を有すること。

イ 複数の項目でかけあわせ等、多様な検索ができること。

ウ 目録、解説、翻刻、目次、索引、キーワード等のフルテキスト検索ができること。

エ 検索結果を一覧で表示し、一覧から詳細画面や該当画像の表示まで、直感的にわかるインターフェースでスムーズに行えること。

(3) 資料一覧

コレクションごとに詳細画面と画像データにリンクした資料一覧のページを作成できること。また、委託者が編集可能であること。

(4) サムネイル一覧

検索結果や資料一覧から1冊のサムネイル一覧を表示でき、クリックで画像データが表示されること。

(5) 拡大・縮小・回転・移動

ア ユーザーがストレスを感じることなく画像を拡大・縮小・回転・移動できること。

イ 原資料の幅・高さが数メートルにわたるような大きなサイズの画像であっても、細部にわたって高速、かつ鮮明に表示されること。

(6) 表示

ア 冊子等、複数画像で構成される資料は、画像データとサムネイルを同時に表示でき、クリックすると該当画像を表示できること。

イ ページめくり、ページ選択がスムーズに行えること。

ウ 現在表示されている画像番号を表示できること。

エ フルスクリーン表示できること。

(7) データの制御

- ア プリント可能とすること。
- イ ダウンロードできないようにすること。

7 セキュリティ

- (1) 委託者以外操作できないセキュリティを設けること。
- (2) ウィルス、攻撃、改ざん、情報漏えい等の対策が十分にとられていること。

8 成果物の納品

- (1) 原則的にデジタルアーカイブシステムへの公開をもって納品とみなすものとする。
- (2) 公開後、委託者の検査に合格したことをもって納品完了とする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合は、受託者が速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。
- (3) デジタルアーカイブシステムへ搭載するコンテンツの権利は委託者に帰属する。